

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、親会社である株式会社光通信が持株会社としての役割を担い、各事業子会社の経営を統率することで、グループで一貫したビジョンのもと、コンプライアンスを遵守した公正かつ透明性の高いグループ経営を目指しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	10%以上20%未満
--	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社光パワー	20,354,600	34.88
重田 康光	7,808,174	13.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,286,200	2.20
有限会社テツ	1,100,000	1.88
有限会社マサ	1,100,000	1.88
有限会社ミツ	1,100,000	1.88
玉村 剛史	941,270	1.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	771,900	1.32
MLPFS CUSTODY ACCOUNT	579,720	0.99
光通信従業員持株会	513,230	0.87

支配株主(親会社を除く)の有無	重田 康光
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社代表取締役会長重田康光、その近親者及び重田康光が議決権の過半数を所有する会社が、2011年9月末時点で当社発行済株式総数の過半数を所有しておりますが、いずれも現在当社との取引はなく、今後も行いう予定はないため、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。  
なお、将来、支配株主の業務に変更があり当社との間に取引発生の可能性が生じた場合には、速やかに少数株主保護のための具体策を策定いたします。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社にe-まちタウン株式会社、株式会社バイオオン、ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社の計3社を有しています。e-まちタウン株式会社とは重要な取引契約はございません。株式会社バイオオンとは資金の貸借等の取引関係がございます。ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社とは資金の貸借並びに資本提携及び業務提携に関する基本合意書並びに業務提携強化に関する基本合意書を締結しております。各上場子会社はいずれも独自の経営方針に基づいた事業活動を行っており、当社としても各上場子会社の経営判断を尊重していることから、事業運営面において一定の独立性は確保されているものと認識しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、重要な業務の執行などについて、それらの適法性、妥当性などを監視するため、会計監査人である有限責任あずさ監査法人と情報共有・意見交換の会合を必要に応じて随時開催しております。  
当社の内部監査部門である「内部監査室・CS・リスク管理部門」においては、社内リスク情報を吸い上げるための会合を月に一度開催しており、そこで挙げた問題点や対策を定期的に監査役会へ報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
田中 稔	他の会社の出身者				○	○			○	
高野 一郎	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
田中 稔	○	当社独立役員に指定しております。	当社一般株主と利益相反の生じるおそれなく、また、公認会計士として会計の専門知識があることから、当社の監査役として適当であるとの判断で選任しております。

高野 一郎	○	当社独立役員に指定しております。	当社一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、また、弁護士として法律の専門知識があることから、当社の監査役として適当であるとの判断で選任しております。
-------	---	------------------	--

### 【独立役員関係】

独立役員の数	2名
その他独立役員に関する事項	

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

現在のところインセンティブ制度としては、導入しておりませんが、取締役の報酬は、各事業年度の業績を踏まえて合理的に決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

平成23年3月期における当社の取締役に対する報酬は下記の通りです。  
 取締役3名 55百万円  
 ※平成23年3月期における役員退職慰労引当金の繰入額9百万円を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

非常勤の社外監査役に対しては、取締役会の開催及び決議事項や取締役会以外の重要な会議における決定事項等に関する情報について、随時、担当部署より報告されております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の経営体制は、取締役3名、監査役3名で構成し、必要に応じて取締役会を開催しております。取締役会の構成に関しては、経営の迅速化と牽制機能の強化を目的として、代表取締役2名の体制を採っております。監査役会の構成に関しては、1名の常勤監査役と2名の社外監査役で構成され、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。週一度開催される経営会議においては、各事業部門の責任者より重要な業務執行に関する事項について報告がなされ、取締役出席のもと慎重に議論されます。グループ関係会社のガバナンスに関しては、事業会社である各子会社の管理機能を持株親会社内のグループ管理部門に集約し、事業部門と管理部門を切り離すことで牽制機能を強化しており、管理機能毎には以下の施策を行っております。

- ・経理・財務・IR部門では、各子会社の経営状況を管理・分析し、経営に反映するとともに、公正なディスクロージャーを行い、透明性の向上を図っております。
- ・法務・審査部門では、各子会社業務のコンプライアンスをチェックし、また、取引与信枠の設定や潜在リスクの発見・回避等経営リスクの管理を行っております。
- ・人事・教育部門では、グループで統一的な研修過程を実施することで、社員の資質向上に努め、また成果主義の原則に基づき評価・報酬体系を導入することで、グループ会社間の公平性を図っております。
- ・総務部門では、グループのシステム管理を一元的に行い、情報セキュリティ強化に努めております。
- ・内部監査室・CS・リスク管理部門を設置し、グループ従業員へ適正な行動規範を浸透させ、またお客様等社外からのご指摘・ご意見を経営に反映し、従業員の資質向上及び顧客満足度(CS)の向上を目指しております。
- ・情報管理部門を設置し、情報管理に関するグループ従業員の意識向上を目的に、定期的な社員研修や各営業所の実査を行っております。

<監査役機能強化に向けた取組状況>  
 取締役会上程議案について、社外監査役に事前に指摘をいただくこととしており、監査役に対して、取締役会上程議案に関する事前のチェック機

能を付与することにより、監査役の機能強化を図っています。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外監査役を選任しており、経営の監視機能において十分な体制が整っていると認識しております。監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき、重要な会議への出席、当社グループの経営・業務全般への調査・ヒアリング等を通じて厳正な監査を行っております。

<社外取締役に期待される機能を代替する会社独自の取組>

当社におきましては、取締役会の開催前に事前に議案及びその提案理由等の背景理由について、社外監査役に開示し、社外監査役から指摘を受けた事項については、事前に対応を講じた上で、取締役会に上程することを原則としております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	株主総会開催日の前営業日の営業時間終了時(17:30)まで行使が可能です。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとにアナリスト向け決算説明会を開催し、代表取締役が決算の内容、事業の現況および今後の展開等について説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ( <a href="http://www.hikari.co.jp/">http://www.hikari.co.jp/</a> )において、タイムリーな情報開示を行っています。決算短信・決算説明会資料、有価証券(四半期)報告書、各種プレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRは管理本部財務部門が担当し、IR担当者を配置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	東京池袋駅周辺の清潔な社会環境づくりを目標に、日々清掃社員が交代で本社のある池袋を中心に清掃活動を行っております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜内部統制システムについての基本的な考え方＞

当社は、法令及び定款を遵守し、社会規範並びに倫理規範を尊重する企業として、以下の内部統制基本方針を制定し、これを実現するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための内部体制システムを整備致します。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書につき、当社が定める文書取扱規程に従い、適切に保管及び管理するものとします。また、監査役から要請を受けた際は、直ちに文書の閲覧に応じるものとします。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社のリスク管理を定めた危機管理規程を新たに制定し、リスクカテゴリーごとの担当部署及び担当責任者を設置し、継続的に管理致します。
2. 内部監査部門が各部署のリスク管理の状況を監査し、コンプライアンス担当から取締役もしくは代表取締役に報告致します。
3. リスクに関する情報は迅速且つ正確に関係部署に報告されるように致します。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図ります。

1. 職務権限・意思決定ルールの策定及び見直し
2. 取締役及び事業部長を構成員とする経営会議の実施
3. 予算管理規程に基づく中長期計画を策定し、各事業部門ごとの業績目標と予算の設定、及び月次・四半期業績管理の実施
4. 経営会議及び取締役会による月次もしくは四半期業績のレビューと改善策の実施

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コンプライアンス担当取締役を定め、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役及び全従業員が法令・定款・社内規程及びその他これに準ずる基本方針等を遵守した行動をとるための行動規範を定めます。
2. 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢・毅然とした態度で対応するものとし、当社が定める基本方針に則り、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとします。
3. 内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査し、これら活動は定期的にコンプライアンス担当取締役もしくは代表取締役に報告致します。
4. 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う窓口を設置致します。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社及びその系列会社のセグメント別の事業ごとにそれぞれの責任を負う担当部署及び担当責任者を設置して責任体制を明確化するとともに、取締役、関係部署及び責任者が連携して、法令遵守体制、リスク管理体制を構築するものとします。

(6) 監査役補助人の設置及び独立性を確保するための体制

1. 当社は、監査役から要請があった場合、監査役の監査業務を補助する人員（以下「補助人」）を配置し、又は、監査業務に適した監査役会室を設置するものとします。但し、当該要請に応じられない合理的な理由がある場合は、この限りではありません。
2. 補助人の任命・解任・人事異動・人事評価・懲戒処分、監査役会室の設置に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得て、取締役会にて決定するものとします。
3. 補助人は、他の職務の兼任を妨げられないものとします。但し、監査役から兼任する職務内容を変更するよう請求があった場合には、合理的な理由がない限り、当社は、当該補助人の兼任職務内容を変更するものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役は、会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項及び重大な法令・定款違反を発見したときは監査役会に報告致します。
2. 取締役及び使用人は上記の重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものと致します。

(8) 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するため、取締役及び使用人は、監査役がその職務を執行するために必要とする報告を求めたときは、その職務の執行に関する事項の説明を行います。

＜内部統制システムの整備状況＞

当社は代表取締役社長直轄で内部監査室の機能を有する内部監査室・CS・リスク管理部門を設置し、当社及びグループ会社の業務活動全般に関し、リスクマネジメントの一環として、その妥当性や会社資源の活用状況、法律、法令、社内規程の遵守状況について、定期的（年4回）に関係会社や各営業所に対して内部監査を実施する等多角的に内部監査を行っております。同時に、定期的（月1回）に当社グループ会社の事業本部毎の各営業責任者と持株会社である当社に統合された各管理部門の責任者によって構成されるリスクコミッティーにおけるリスク情報の吸い上げ等により、内部統制システムが有効に機能しているかどうかを確認するとともに、具体的な助言や勧告を行い、業務の改善や問題発生時の未然の防止を図っております。さらに、当社は内部監査室・CS・リスク管理部門とともに情報管理部門を設置し、情報管理に関するグループ従業員の意識向上を目的に、定期的な社員研修や各営業所の実査を行っております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方＞

当社は、光通信グループの行動指針の一つとして、「反社会的組織や暴力団に関する心得及び行動基本方針」を定めており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨むことを掲げ、関係排除に取り組んでおります。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞

上記に示しました通り、弊社は「反社会的組織や暴力団に関する心得及び行動基本方針」を定めております。また、グループ全体として企業対象暴力に対する認識と、対応フローを統一することを目的として、「企業対象暴力（反社会的団体）対応マニュアル」を作成しております。いずれも社内での周知を徹底するため、社内ホームページに掲載しております。

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

内部監査室・CS・リスク管理部門が対応統括部署として担当しております。また、対応統括部署及び関連部署より数名が不当要求防止責任者として選任され、警視庁が主催する責任者講習に参加しております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

総務部門が中心となり、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等との緊密な連携関係の構築を行っております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

各種の暴力団排除協議会等が行う地域や職域の暴力団排除活動へ参加することで、情報の収集を行っております。また、社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会から提供される反社会的団体一覧等の収集及び管理を行っております。

(4) 研修活動の実施状況

全従業員を対象とする、社内テストの内容に盛り込むことで反社会的勢力に対する認識と対応フローの理解を深めております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項